

「（仮称）千葉県こども計画」について（案）

健康福祉部子育て支援課
令和6年7月18日

1 計画策定の考え方

【計画策定の趣旨】

国において、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるこども大綱を策定した。

これを受け、県においては、国の大綱を勘案し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、こども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定する。

【計画の位置づけ】

・都道府県こども計画（こども基本法第10条第1項に規定）

※本計画はこども基本法第10条第4項に基づき、下記3計画を一体化して策定

・千葉県子ども・子育て支援プラン2020

・千葉県子どもの貧困対策推進計画

・千葉県青少年総合プラン

※その他県の関連計画等との整合性を図る。

【計画期間】（5年間）
令和7年度～令和11年度

【計画の対象】全ての
こども*・若者と子育て当事者

*年齢で区切らず、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

2 計画の基本理念及び基本方針

【基本理念】

みんなで支え すべてのこども・若者の可能性を広げる 千葉

【基本方針】

①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからのための最善の利益を図る。

②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

- 少子化の進行
- 困難を抱えるこどもの状況
- こどもの貧困
- 外国にルーツを持つこどもの状況
- 子育て世帯を取り巻く状況
- 健康の保持・増進
- 子育て支援サービス
- こどもの安全
- 若者の自立

3 施策体系イメージ

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、まず、特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項「ライフステージを通じた重要事項」、その次に、ライフステージ別に見た重要事項「ライフステージ別の重要事項」、続いて、「子育て当事者への支援に関する重要事項」を示す。

ライフステージを通じた重要事項 (7つの柱)

○こども・若者の権利擁護の推進

○自分らしく生き抜く力の育成

○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

○こどもの貧困対策

○障害児支援・医療的ケア児等への支援

○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

○様々な状況下にあるこども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

ライフステージ別の重要事項 (3つの時期)

○こどもの誕生前から幼児期まで

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期

○学童期・思春期

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期

○青年期

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期

子育て当事者への支援に関する重要事項

≪(仮称)千葉県子ども計画の位置づけ≫

千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～
R4年度～R6年度

R6.7.18時点

整合

**(仮称)千葉県子ども計画
R7年度～R11年度**

・千葉県子どもの貧困対策推進計画
R2年度～R6年度

・千葉県子ども・子育て支援プラン2020
R2年度～R6年度

・第4次千葉県青少年総合プラン
R5年度～R9年度

その他の主な関連計画

連携

【福祉分野】

- ・第四次千葉県地域福祉支援計画
R5年度～R8年度
- ・第八次千葉県障害者計画
R6年度～R8年度
- ・千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン(第4期計画)
R2年度～R6年度
- ・千葉県子どもを虐待から守る基本計画
R2年度～R11年度
- ・第2次千葉県自殺対策推進計画
H30年度～R9年度

【保健医療分野】

- ・千葉県保健医療計画
R6年度～R11年度
- ・第4期千葉県がん対策推進計画
R6年度～R11年度
- ・千葉県アレルギー疾患対策推進計画
R6年度～R10年度
- ・第3次千葉県歯・口腔保健計画
R6年度～R11年度
- ・健康ちば21(第3次)
R6年度～R17年度

【教育などその他の分野】

- ・次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン(第3期千葉県教育振興基本計画)
R2年度～R6年度
- ・第3次千葉県特別支援教育推進計画
第3次県立特別支援学校整備計画
R4年度～R13年度
- ・第13次千葉県体育・スポーツ推進計画
R4年度～R8年度
- ・千葉県文化芸術推進基本計画
R4年度～R6年度
- ・千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)
R2年度から概ね5か年(～R6年度)
- ・第4次千葉県食育推進計画
R4年度～R8年度

・第5次千葉県男女共同参画計画
R3年度～R7年度

・千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)
R4年度～R8年度

・第4次千葉県住生活基本計画
R3年度～R12年度

・第4次千葉県消費生活基本計画
R6年度～R10年度

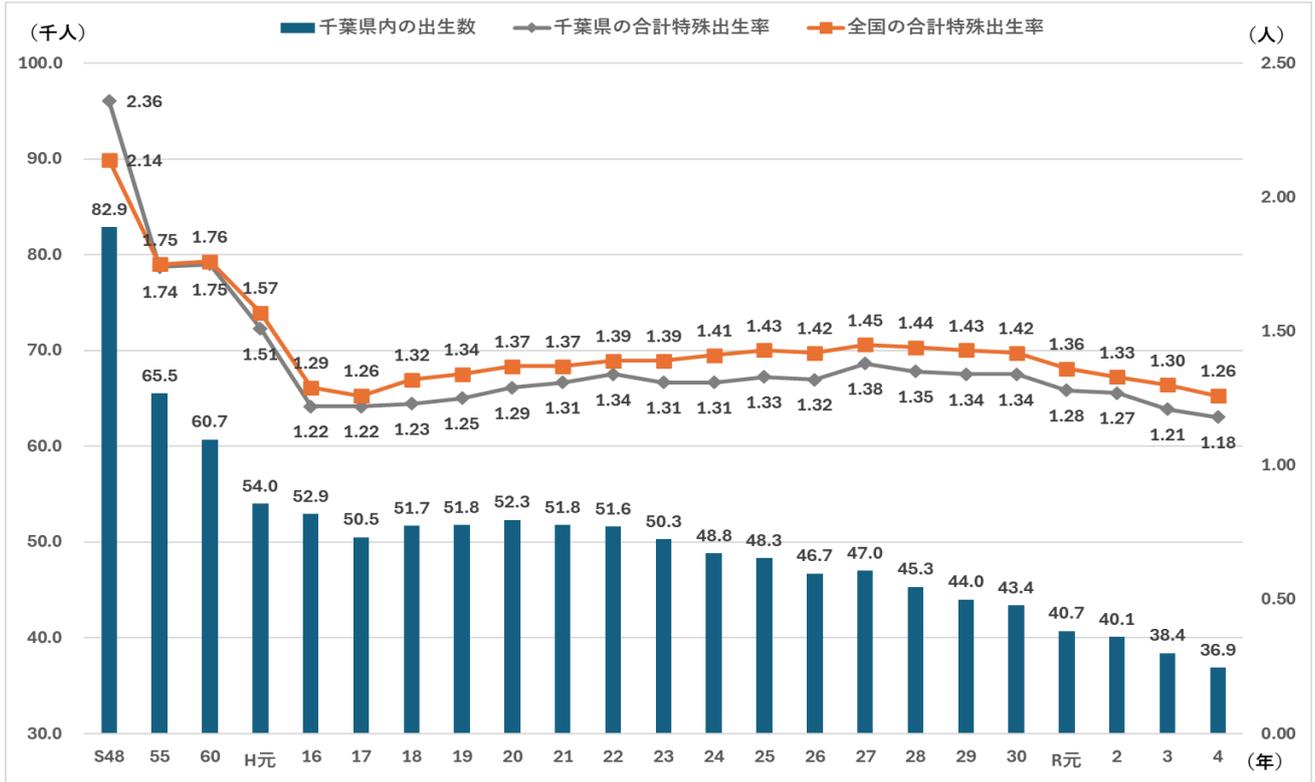
こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

令和6年7月18日

健康福祉部子育て支援課

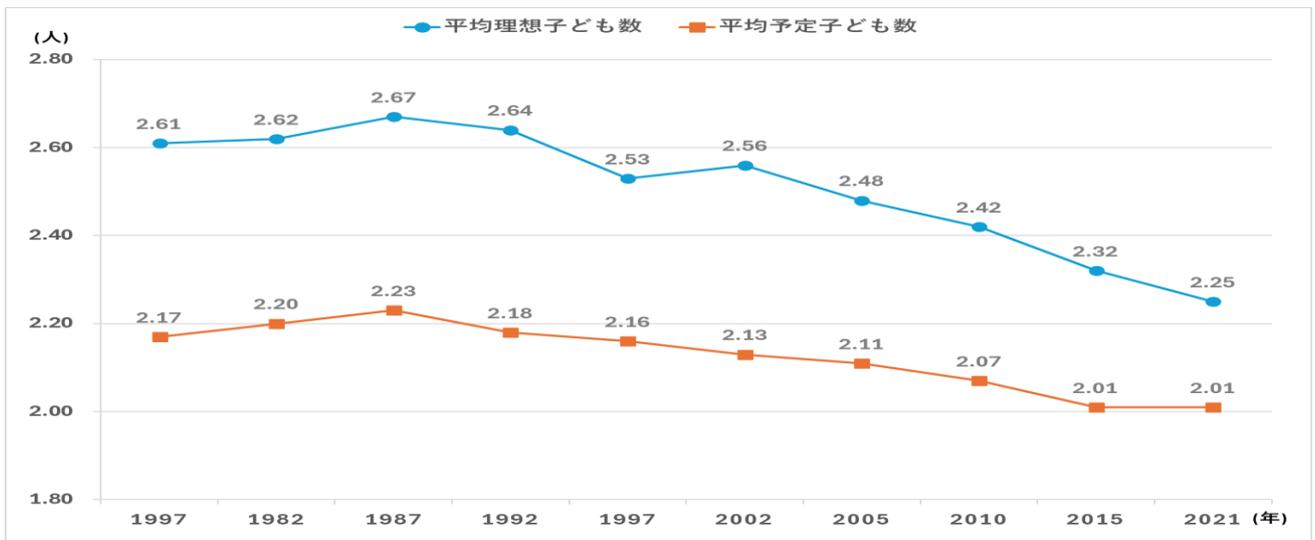
○ 少子化の進行

・出生数・合計特殊出生率推移（全国・県）



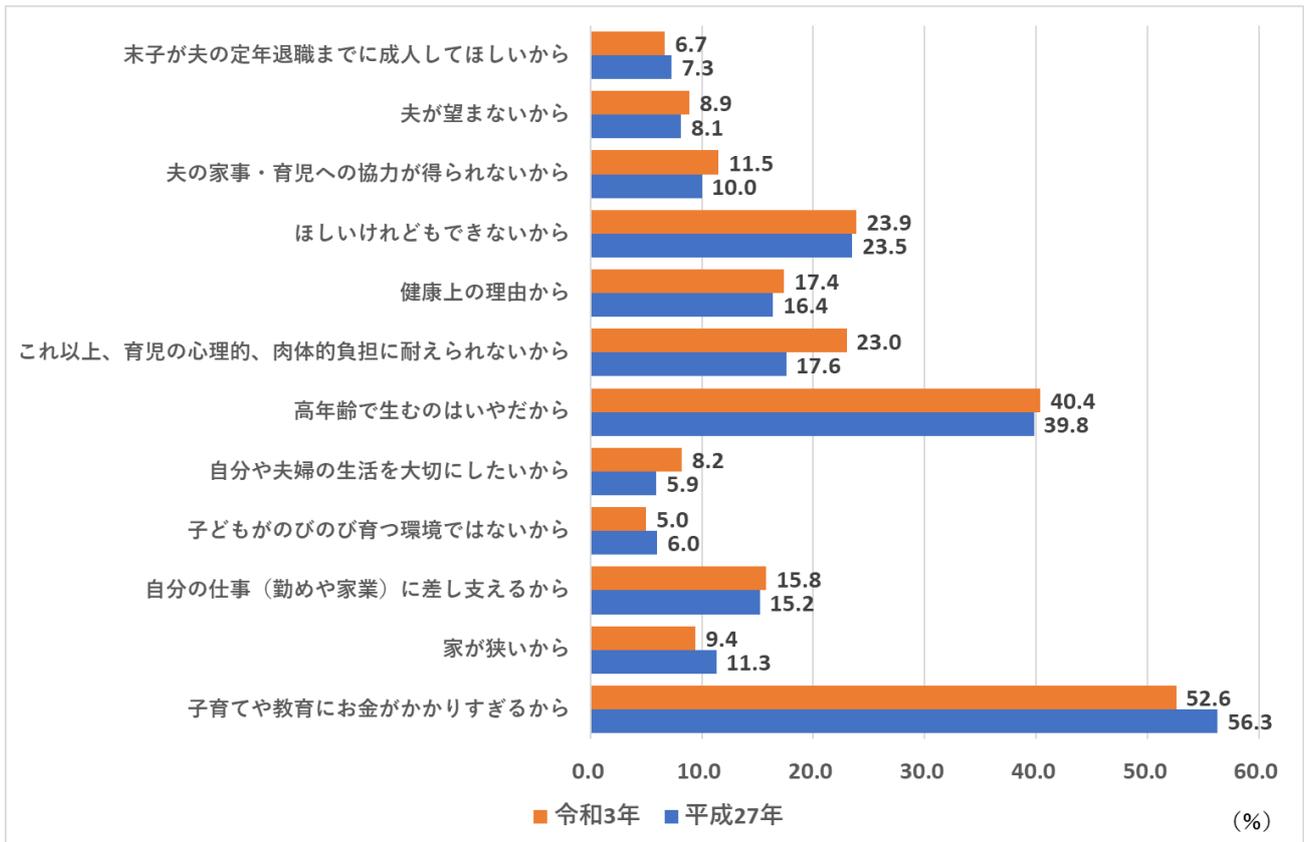
資料：厚生労働省 令和4年度「人口動態統計」

・平均理想子ども数、平均予定子ども数推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（令和3年）

・理想の数の子どもをもたない理由（全国）

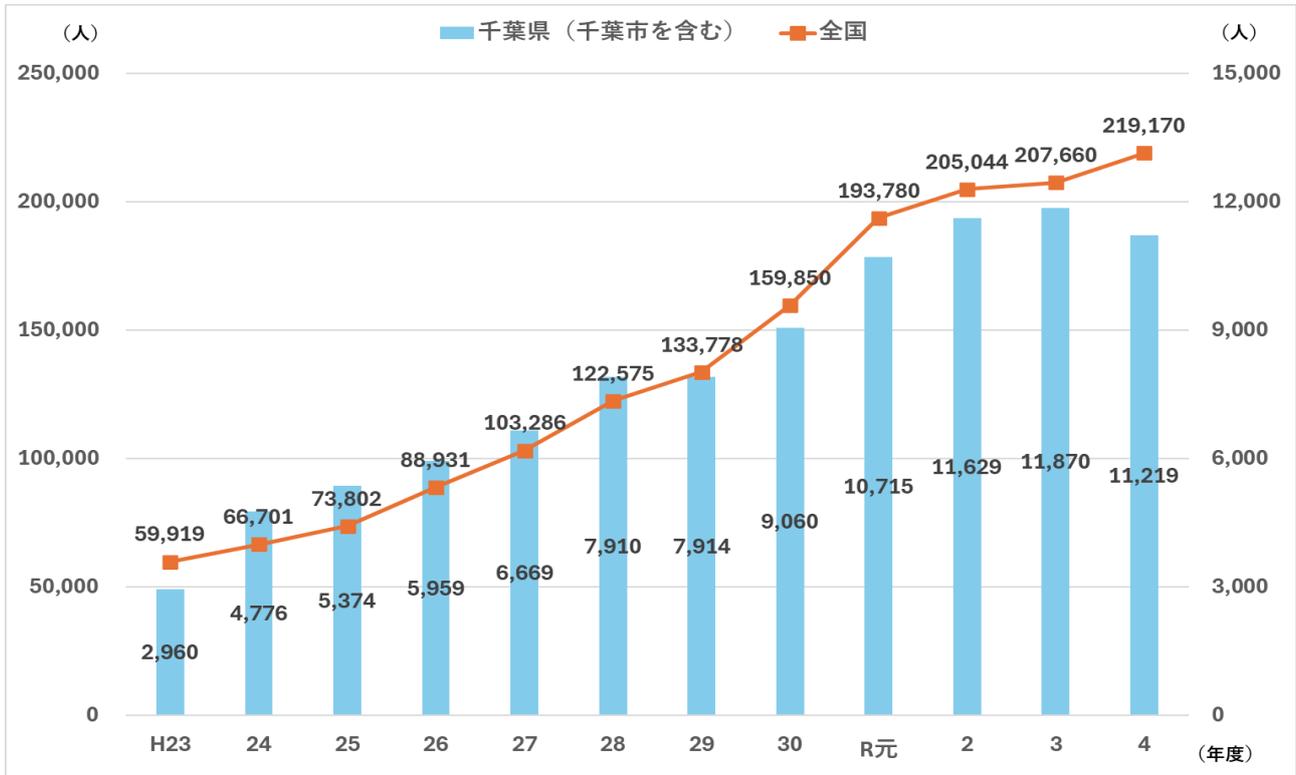


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢 50 歳未満の初婚同士の夫婦。
不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は 100%を超える。

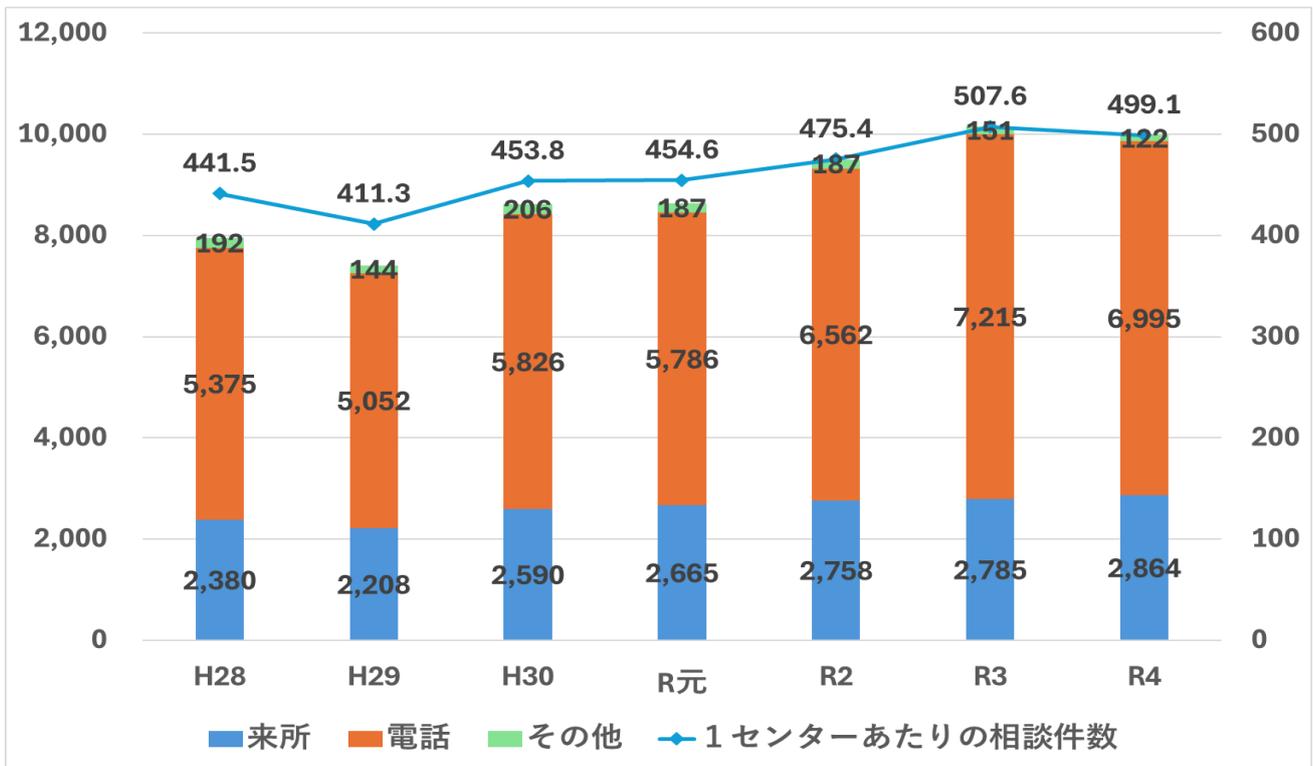
○ 困難を抱えるこどもの状況

・児童虐待相談対応件数推移（全国・県）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」※令和4年度は速報値

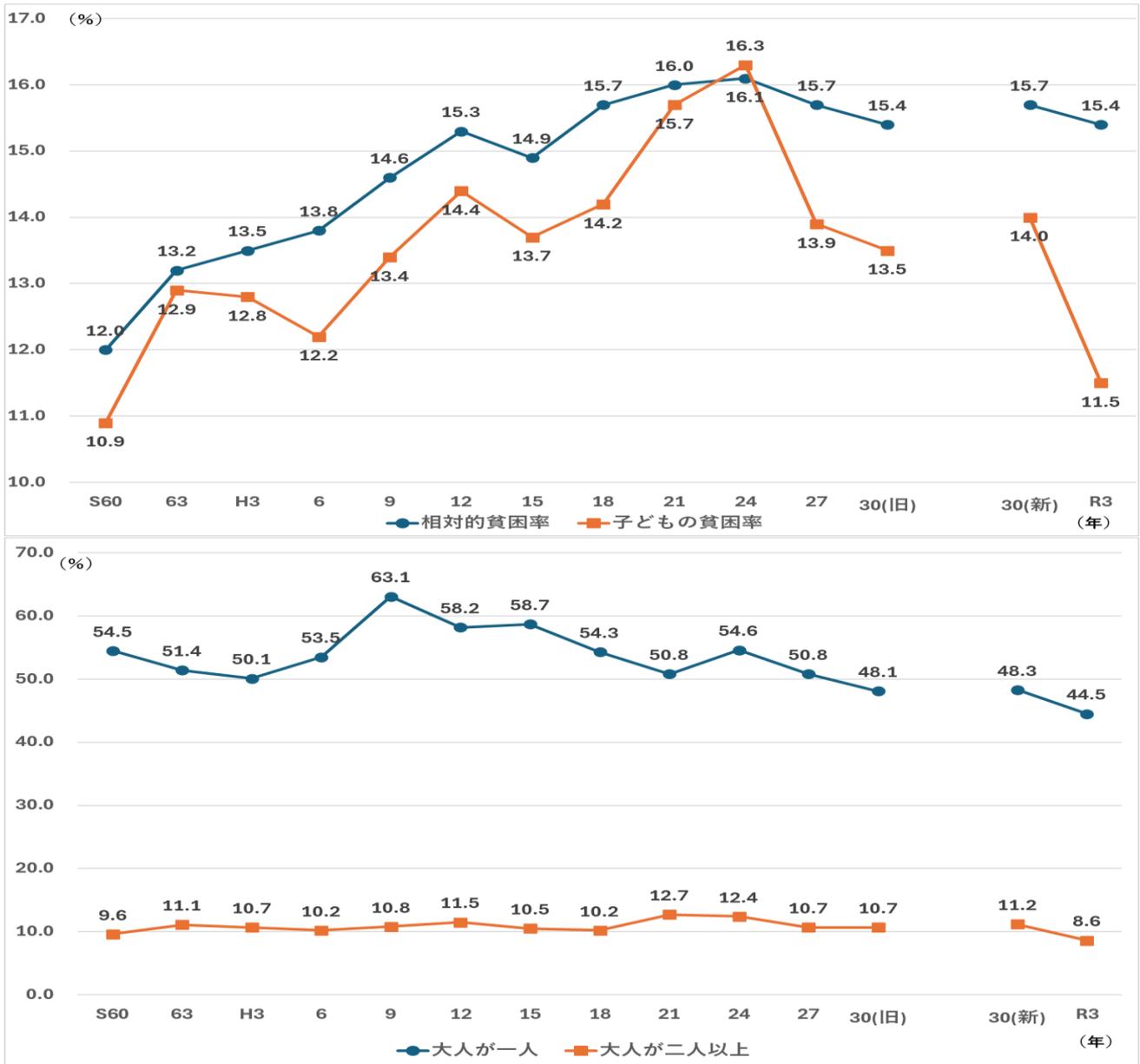
・配偶者暴力相談支援センター相談件数（県）



資料：内閣府男女共同参画局

○こどもの貧困

・子どもの貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

※相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

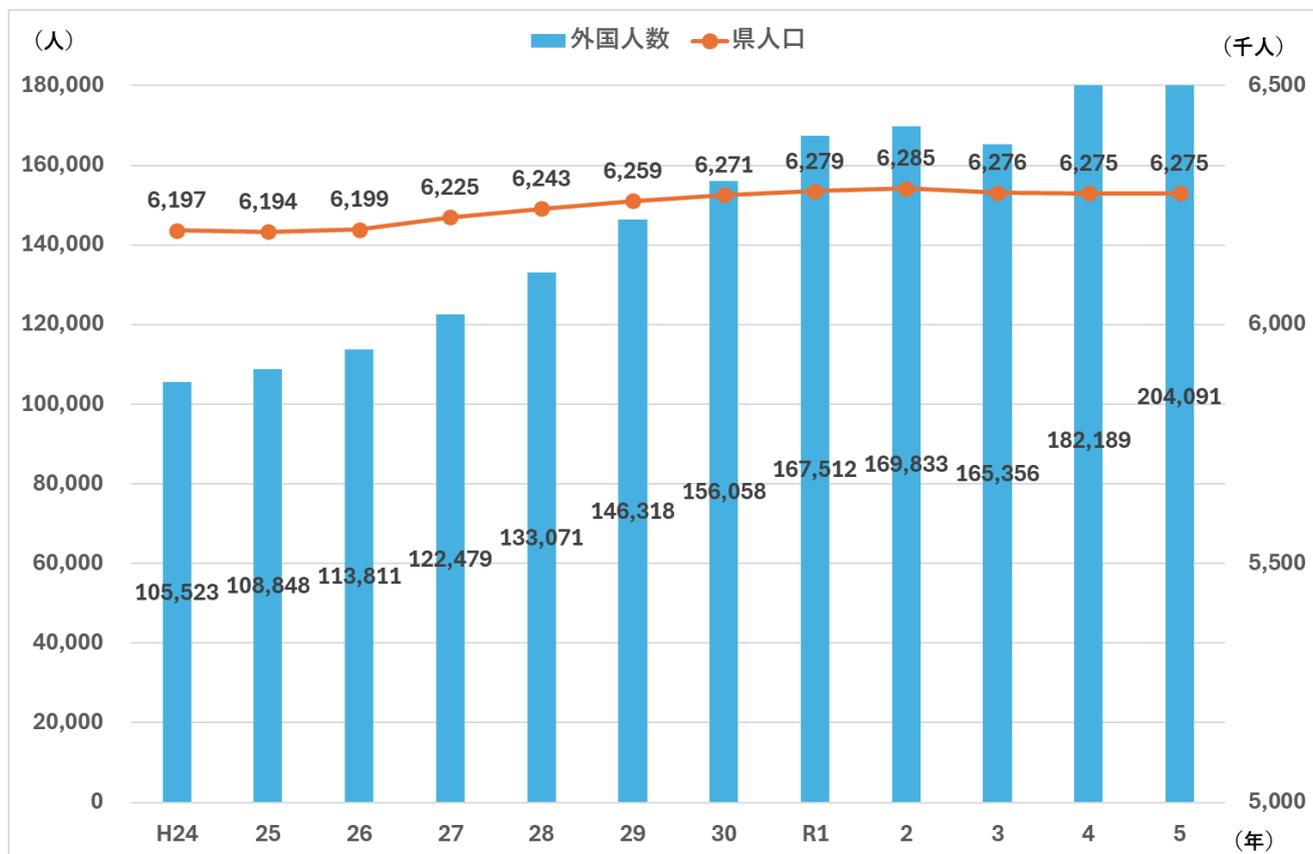
※子どもの貧困率とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

※子どもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。

※平成30年の（新）及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

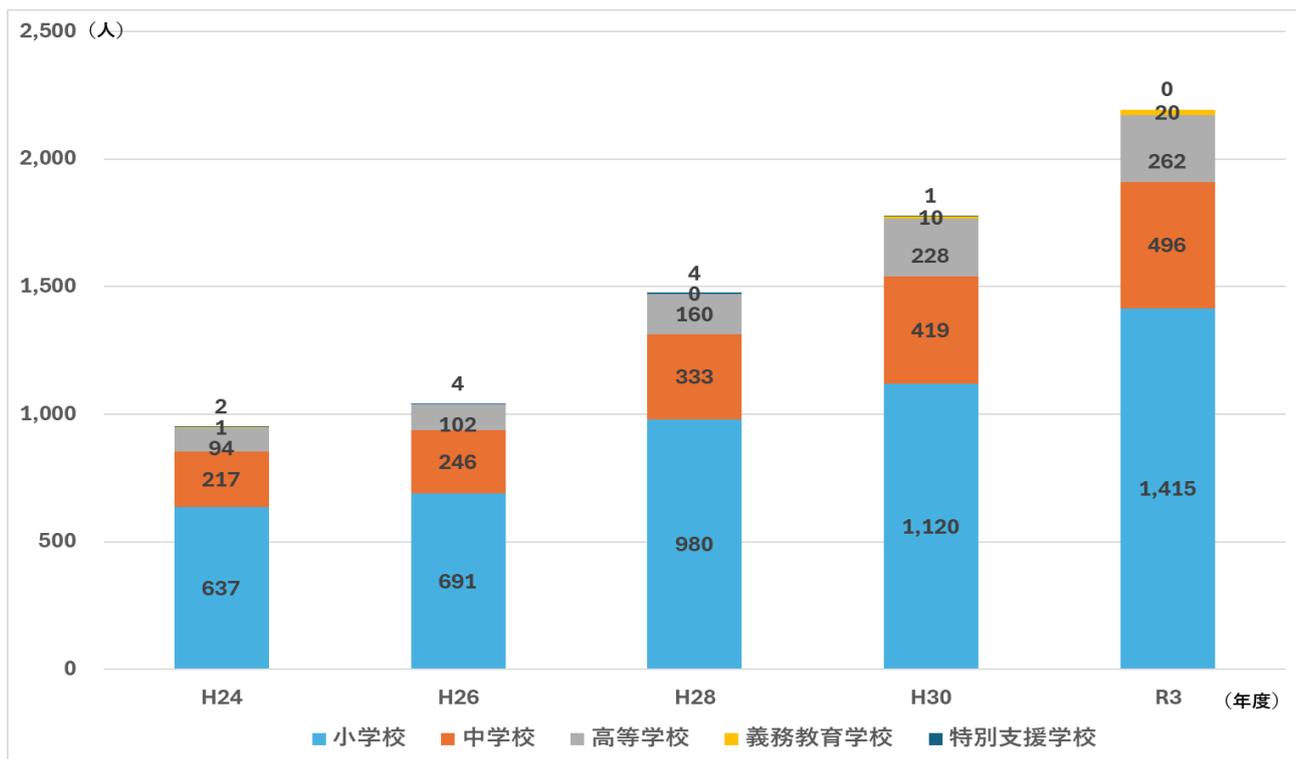
○ 外国にルーツを持つこどもの状況

・外国人・県人口の推移（県）

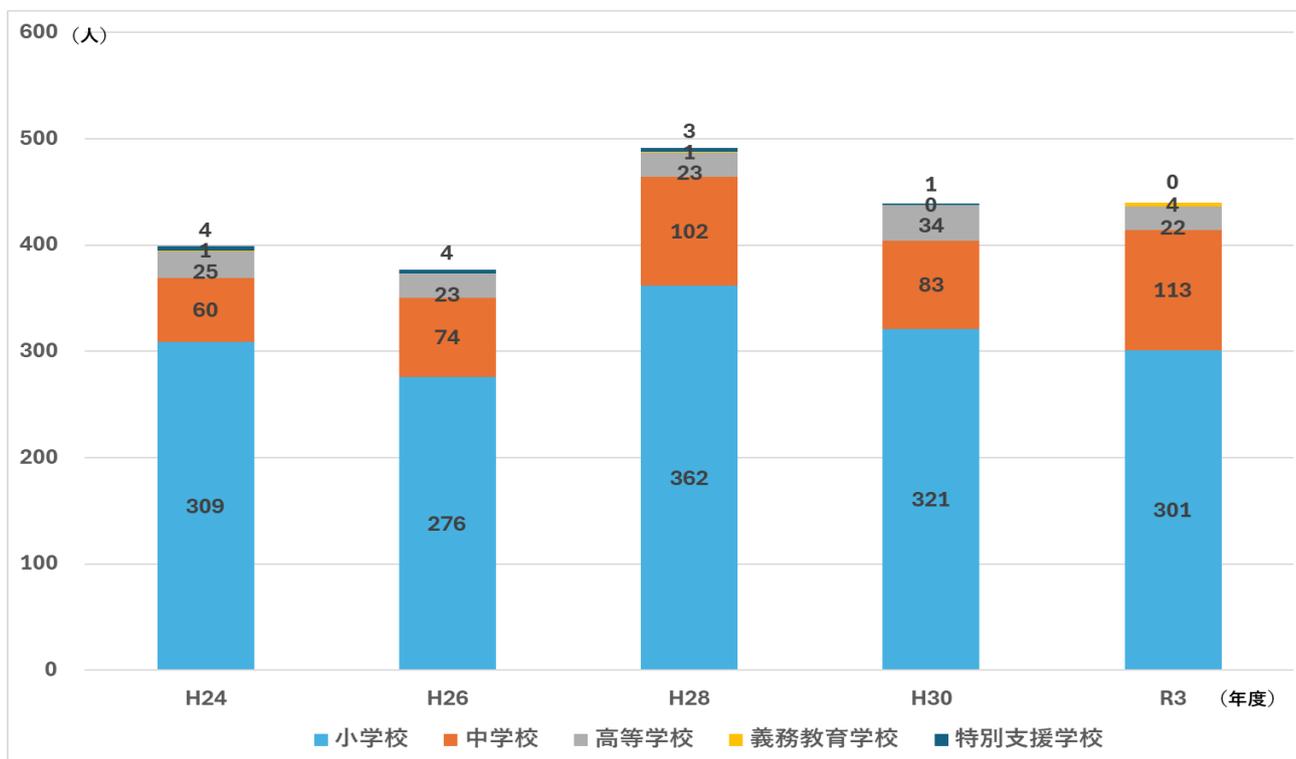


資料：法務省「在留外国人統計（2023年12月末）」、
 千葉県統計課「千葉県毎月常住人口調査（12月調査）」
 ※県人口は各年12月1日現在のものです。

・日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数推移（県）



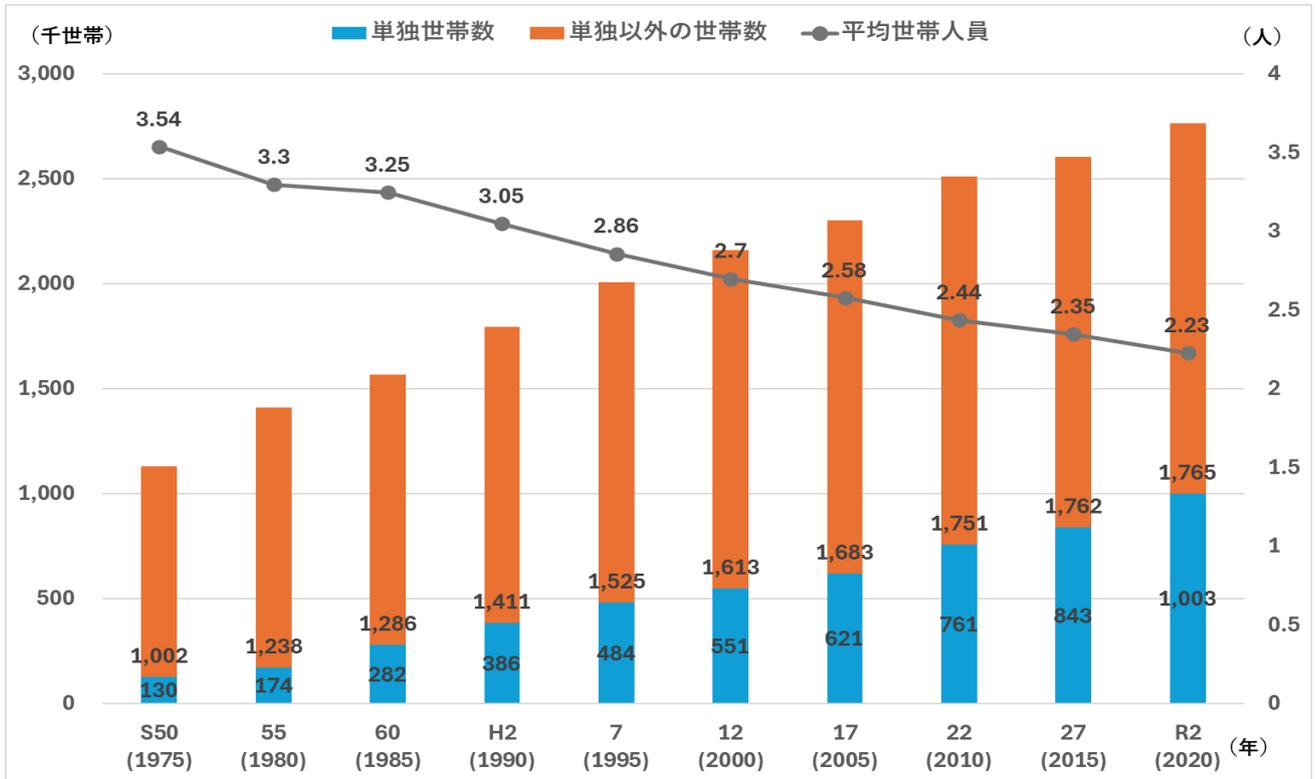
・日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数推移（県）



資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

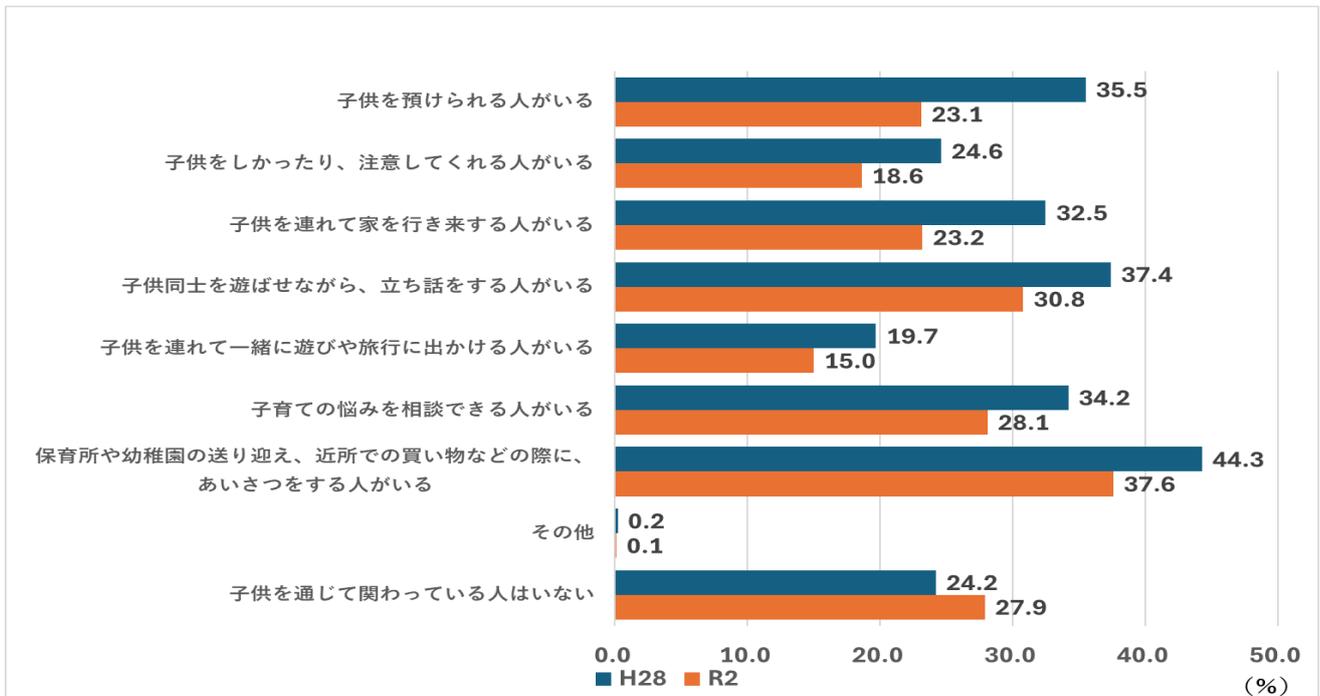
○ 子育て家庭を取り巻く状況

・平均世帯人員・世帯数の推移（県）



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

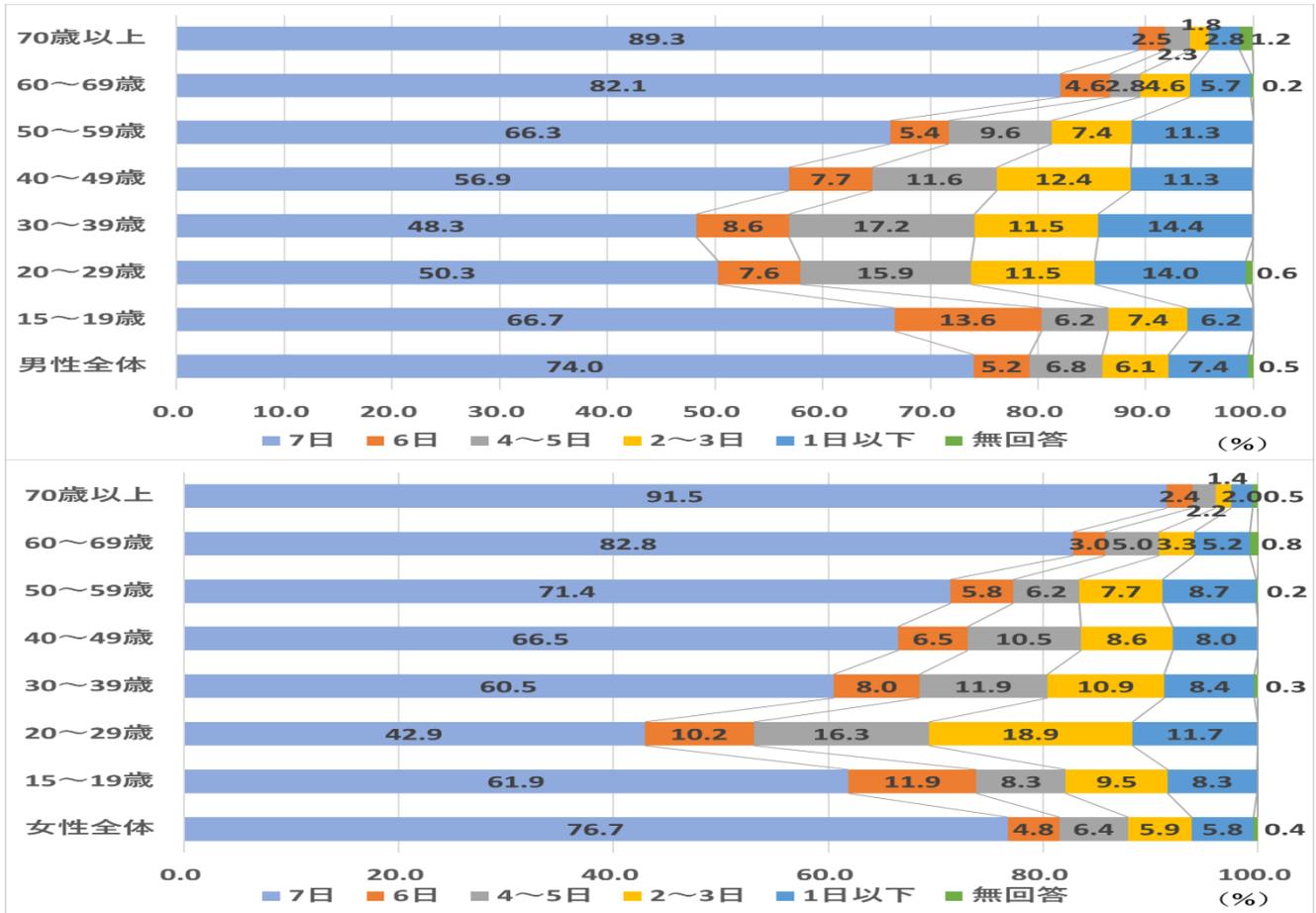
・子供を通じた地域とのつながり（全国）



資料：文部科学省 令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」

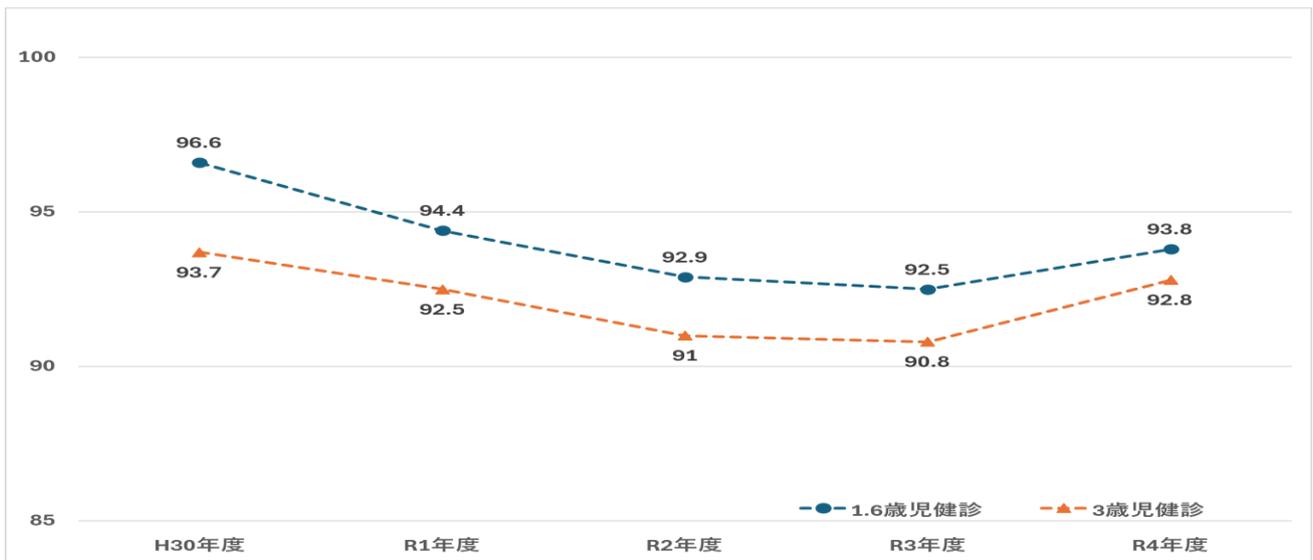
○ 健康の保持・増進

・性・年齢別 1週間に朝食をとる回数（県）



資料：千葉県健康福祉部健康づくり支援課「令和5年度生活習慣に関するアンケート調査」

・乳幼児検診受診率推移（県）



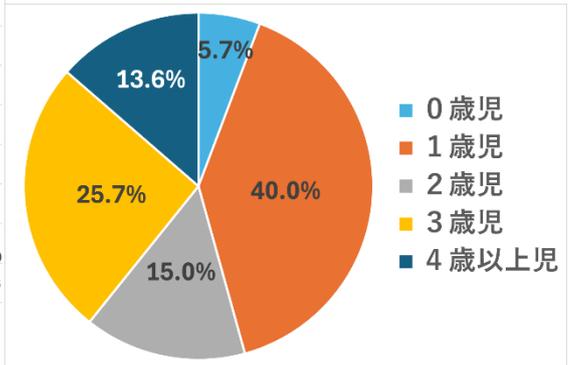
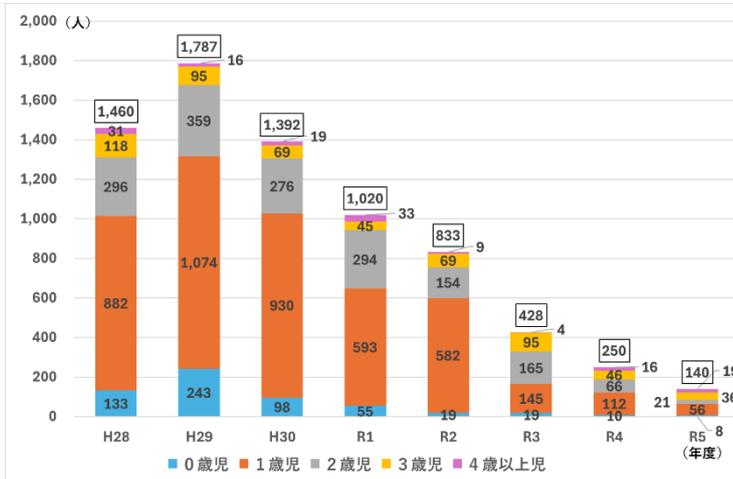
資料：児童家庭課「母子保健事業実績」

○ 子育て支援サービス

・ 保育所等利用待機児童数推移、年齢別待機児童数（県）

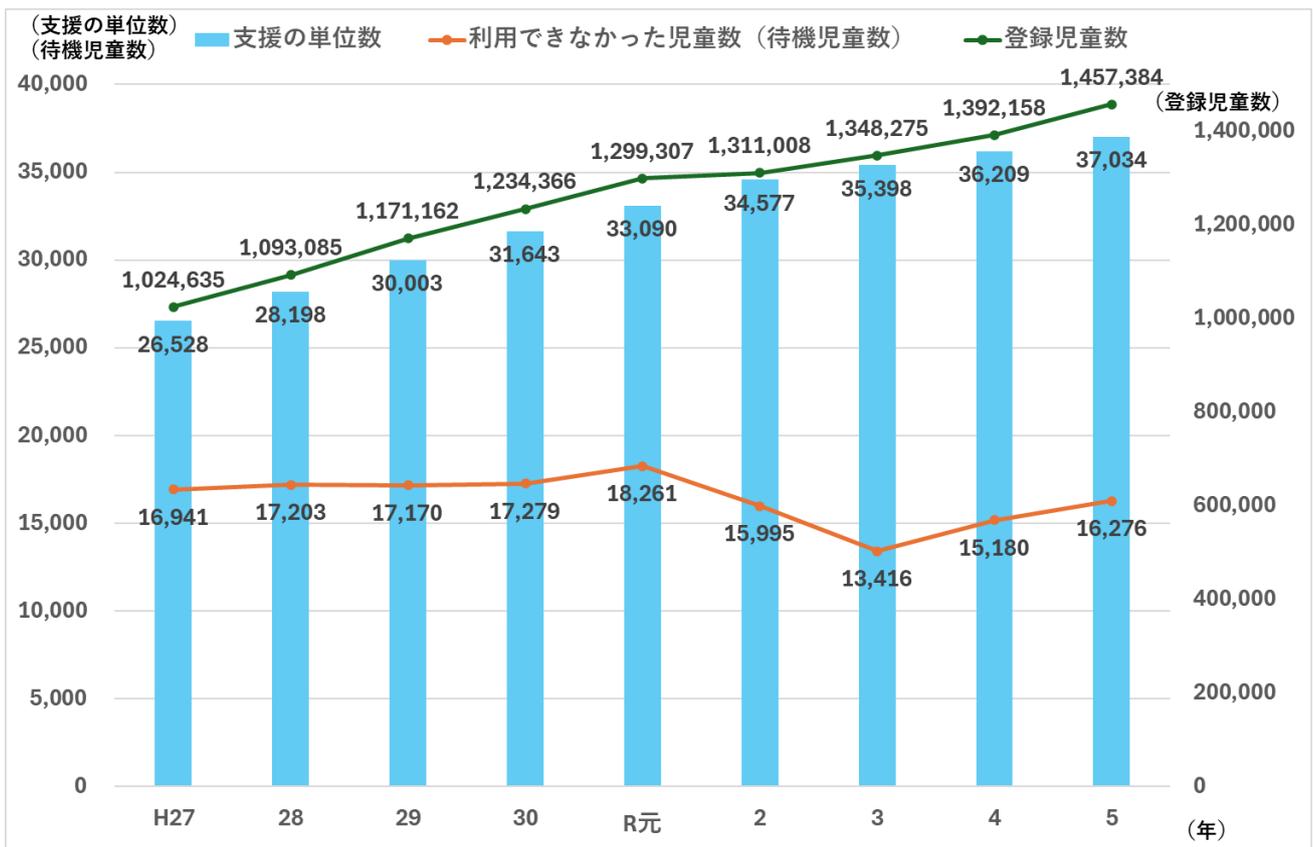
○ 保育所等利用待機児童数の推移

○ 令和5年度 年齢別待機児童割合



資料：千葉県子育て支援課「保育所等利用待機児童数及び利用定員数について」

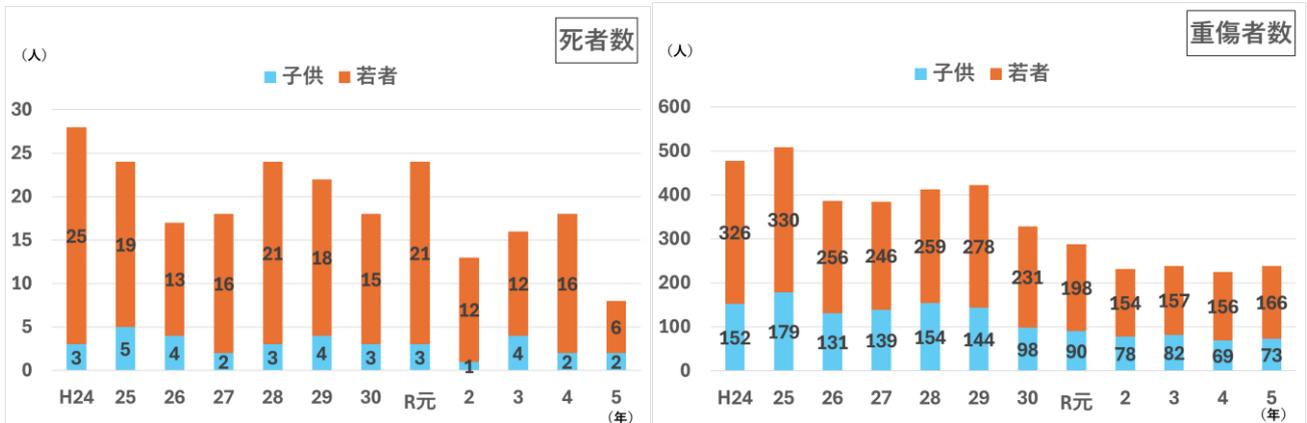
・ 放課後児童クラブ 支援の単位数、登録児童数、待機児童数推移（全国）



資料：厚生労働省「令和5年（2023年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

○ こどもの安全

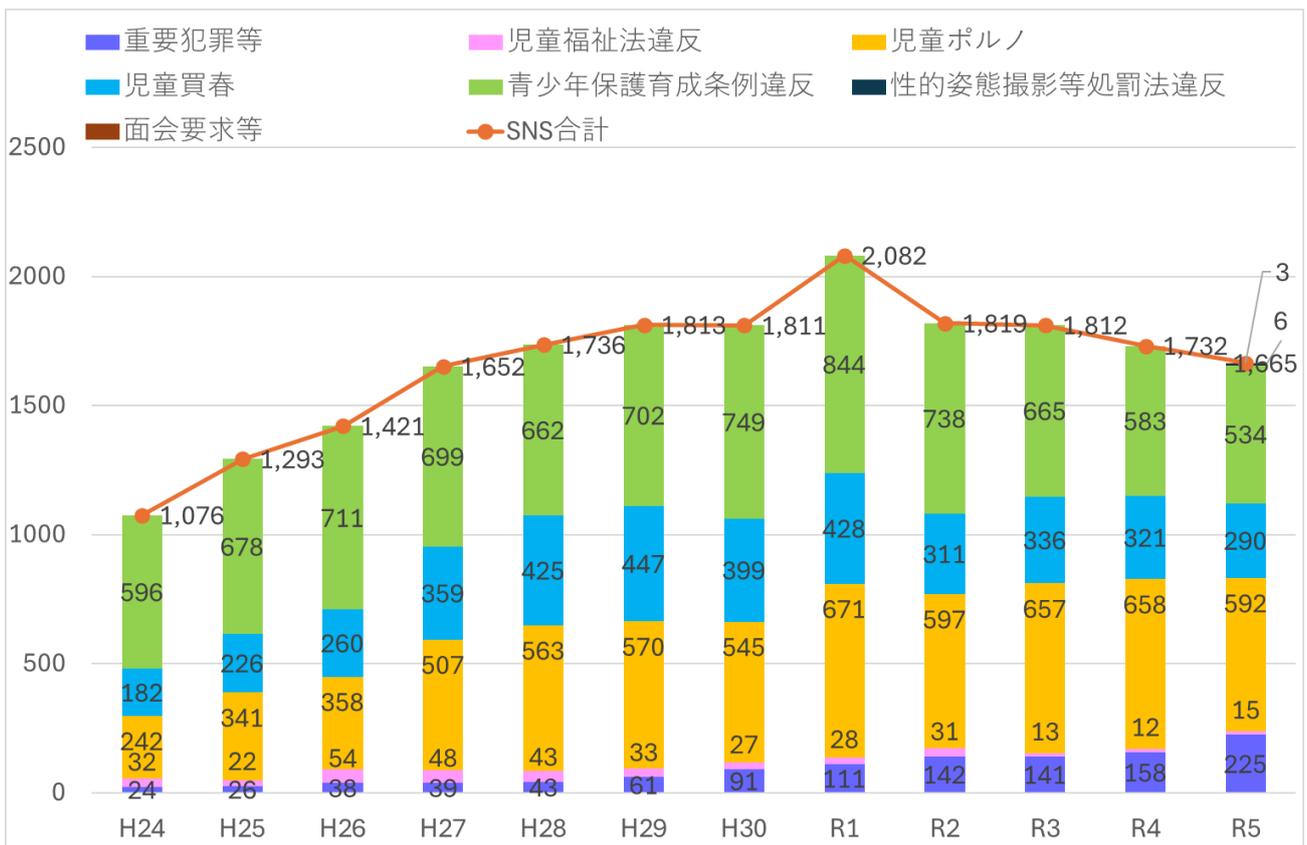
・年齢層別交通人身事故による死者数・重傷者数推移（県）



資料：千葉県警察本部「交通人身事故発生状況」

※本統計で「子供」は中学生までを、「若者」は15歳以上24歳以下（中学生を除く）を指す。

・SNSに起因する事犯に係る罪種別の被害児童数の推移



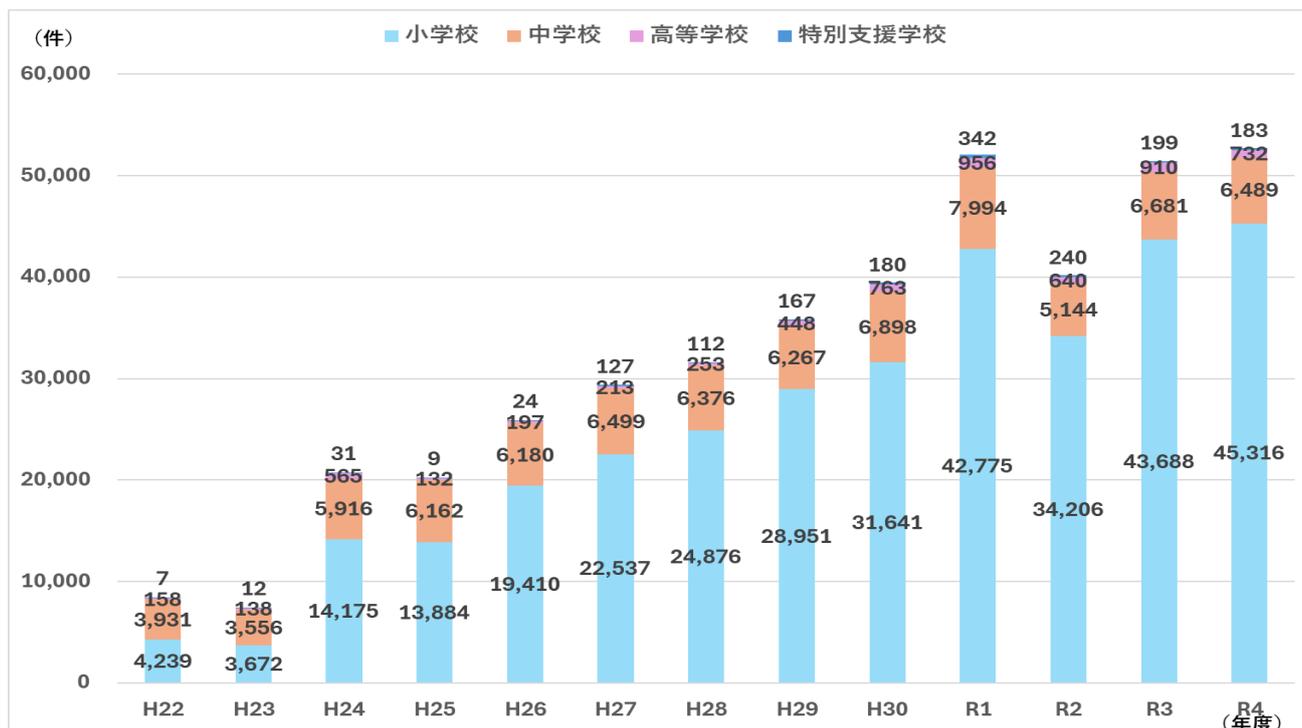
資料：警察庁

※SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

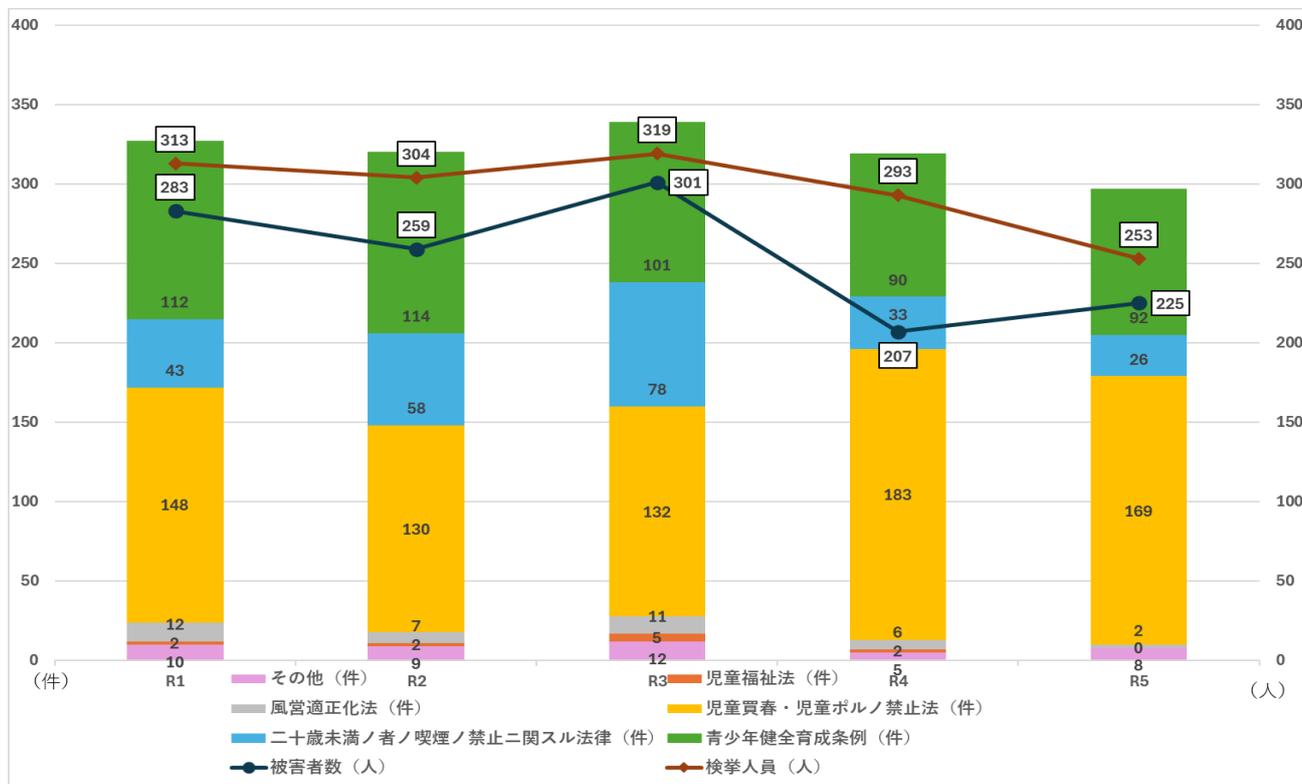
※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加）

・公立学校種別いじめの認知件数推移（県）



資料：千葉県教育庁児童生徒安全課「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

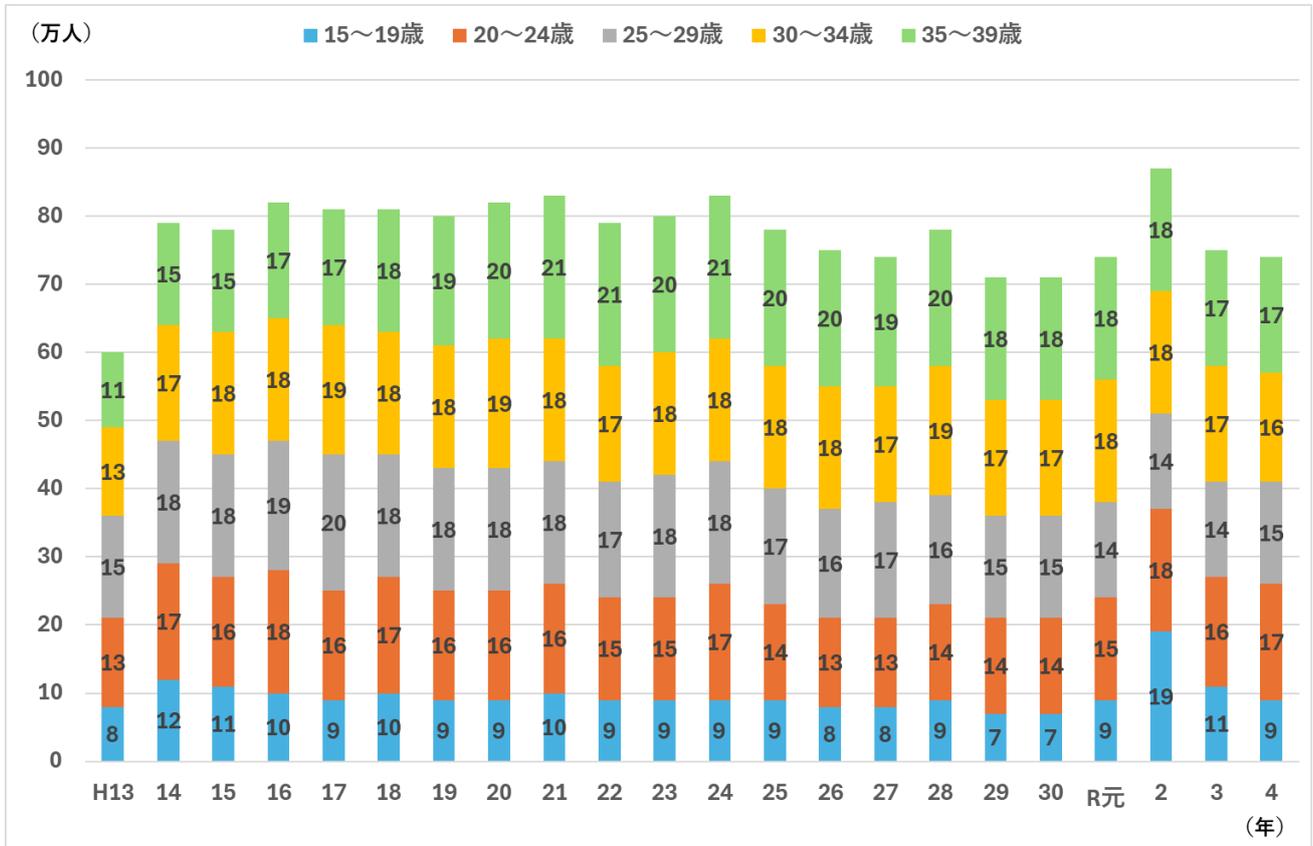
・福祉犯検挙数・被害児童数等推移（県）



資料：千葉県警察本部「令和6年版ちばの少年非行」
 ※福祉犯とは、「少年の福祉を害する犯罪」のことで、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪のことを指す。

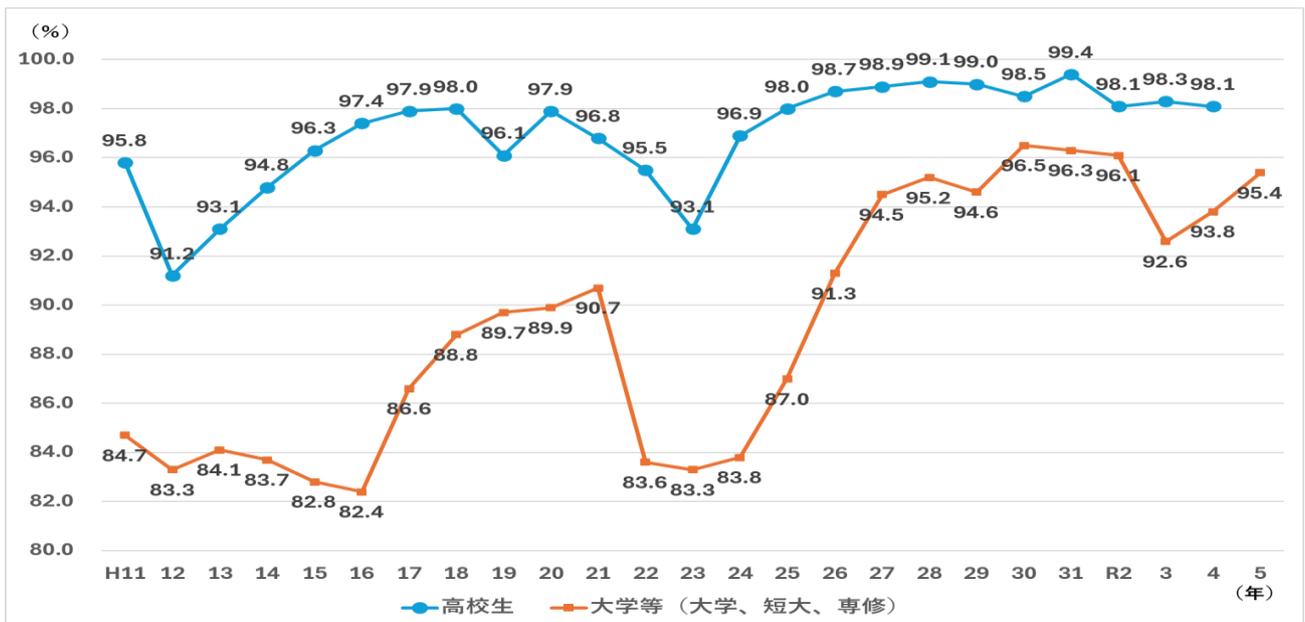
○ 若者の自立

・若年無業者数推移（全国）



資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」令和4年
 ※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの

・高校・大学等の新規学卒者の内定状況推移（県）



資料：厚生労働省千葉労働局「令和5年3月新規学校卒業者の就職内定状況等について」
 ※大学等は4月1日現在、高校生は6月末現在における数値

(仮称) 千葉県こども計画策定に向けたスケジュール

1 会議のスケジュールについて

- ・第 1 回 会 議： 計画の考え方等について
(令和6年7月18日開催)
- ・第 2 回 会 議： 計画の素案について
(令和6年9月10日開催予定)
- ・第 3 回 会 議： 計画の原案について
(令和6年11月上旬開催予定)
- ・パブリックコメント： 令和6年12月中旬から令和7年1月中旬にかけて実施予定
- ・第 4 回 会 議： 計画の最終案について
(令和7年2月下旬開催予定)

2 こどもの意見聴取について

- ・アンケート： 令和6年7月1日～令和6年7月17日にかけて、県内の小・中・高生、約5万人を対象に実施。
- ・ヒアリング： 令和6年8月～9月にかけて、各団体を通じて、配慮の必要なこども等にヒアリングを実施。

3 子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策については、(仮称)千葉県こども計画策定会議設置要綱第6条で定める専門部会を設置し、集中的に協議する予定。